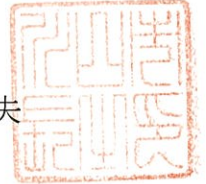


川用発第20号
令和6年5月9日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年11月29日執行の理財部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（用地対策課）

用地対策課の土地使用料において、行政財産使用料の免除の手続きが、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年度行政財産使用料の手続きにおいて、使用料免除申請書の提出があり、令和6年3月29日付けで市長の決裁を受け、川口市行政財産の使用料に関する条例に基づき、適正に免除手続の事務処理を行いました。

今後につきましても、適正な事務の執行に努めてまいります。